



# 鳥取県公報

平成15年5月2日(金)

第7480号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (286) (協働推進室) .....	1
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (287) (健康対策課) .....	2
	一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請 (288) (循環型社会推進課) .....	2
	土地改良区の役員の就退任 (3件) (289~291) (耕地課) .....	3
	土地改良区の役員の退任 (292) (〃) .....	5
	土地改良法による換地処分 (293) (〃) .....	5
	国土調査法による事業計画の決定 (294) (〃) .....	6
	基本測量の終了 (295) (管理課) .....	7
	県道の区域の変更 (296) (道路課) .....	7
	県道の供用の開始 (297) (〃) .....	7
	建築基準法に基づく公開による意見の聴取 (298) (建築課) .....	8

## 告 示

### 鳥取県告示第286号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成15年6月22日までの間、鳥取県企画部協働推進室において公衆の縦覧に供する。

平成15年5月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 申請のあった年月日  
平成15年4月22日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人鳥取スポーツクラブ
- 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
山根 健司
- 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取市今町一丁目268 - 1

## 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、鳥取市を中心とした地域住民に対して、総合型地域スポーツクラブを設立・運営し、競技の普及、競技力・指導力の向上、健康増進・維持に関する事業を行い、スポーツ振興に寄与すると共に、生涯スポーツの実現を支援することを目的とする。

## 鳥取県告示第287号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年5月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	辞退年月日
関金町国民健康保険診療所	東伯郡関金町大字堀1757 1	平成15年4月8日

## 鳥取県告示第288号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、同条第2項において準用する同法第8条第4項の規定により、次のとおり告示し、及び公衆の縦覧に供する。

平成15年5月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
環境プラント工業株式会社 代表取締役社長 河本弘文  
米子市高島130 1
- 一般廃棄物処理施設の設置の場所  
第1処分場 西伯郡淀江町大字小波432 - 66ほか  
第2処分場 西伯郡淀江町大字小波441ほか
- 一般廃棄物処理施設の種類  
一般廃棄物最終処分場
- 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類  
不燃物及び焼却灰
- 申請年月日  
平成15年2月12日
- 縦覧に供する書類  
申請書及びその添付書類
- 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目271  
鳥取県生活環境部循環型社会推進課  
米子市東福原一丁目1 45  
鳥取県西部健康福祉センター保健環境部生活環境課

## 8 縦覧に供する期間

平成15年5月2日から1月間

## 9 意見書の提出等

## (1) 意見書の提出

当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

## (2) 意見書の提出期限

平成15年6月15日

## (3) 意見書の提出先

鳥取市東町一丁目271

鳥取県生活環境部循環型社会推進課

米子市東福原一丁目1 45

鳥取県西部健康福祉センター保健環境部生活環境課

**鳥取県告示第289号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり天神野土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成15年5月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 退任した役員の氏名及び住所

理 事 藤 井 収 東伯郡関金町大字松河原106 - 799

平成15年4月3日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

理 事 池 本 隆 司 東伯郡関金町大字安歩545

平成15年4月10日就任 任期 平成18年3月31日まで

**鳥取県告示第290号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大栄町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成15年5月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 退任した役員の氏名及び住所

理 事 河 本 幹 東伯郡大栄町大字亀谷242

" 吉 田 明 嗣 東伯郡大栄町大字妻波1269

" 南 場 喜一郎 東伯郡大栄町大字六尾336

" 中 原 信 博 東伯郡大栄町大字大谷351

" 中 原 清 春 東伯郡大栄町大字大谷1402

" 山 本 英 俊 東伯郡大栄町大字大谷1322 - 1

" 北 濱 輝 秋 東伯郡大栄町大字大谷799 - 3

- " 齋 木 允 昭 東伯郡大栄町大字妻波697  
" 濱 坂 良 男 東伯郡大栄町大字由良宿2130 - 5  
" 井 川 敏 昭 東伯郡大栄町大字由良宿1550  
" 桑 本 孝 昭 東伯郡大栄町大字由良宿131  
" 生 田 英 則 東伯郡東伯町大字槻下690  
" 福 光 秀 雄 東伯郡大栄町大字島922  
" 福 光 良 昌 東伯郡大栄町大字西穂波121  
" 山 辺 美 徳 東伯郡大栄町大字瀬戸569  
" 山 崎 芳 蔵 東伯郡大栄町大字亀谷398  
" 加 藤 収 治 東伯郡大栄町大字妻波1398  
" 日 置 康 徳 東伯郡大栄町大字妻波1782 - 1  
" 手 嶋 武 人 東伯郡大栄町大字下種480  
" 平 信 清 茂 東伯郡大栄町大字上種210  
" 野 田 優 東伯郡大栄町大字上種450 - 2  
" 徳 山 隆 敏 東伯郡大栄町大字岩坪180  
" 家 森 政 男 東伯郡大栄町大字西高尾847 - 424  
" 長谷川 邦 治 東伯郡大栄町大字西高尾165  
" 横 山 勝 巳 東伯郡東伯町大字法万104 - 1  
" 村 岡 克 範 東伯郡大栄町大字東高尾448  
監 事 池 本 嗣 男 東伯郡大栄町大字亀谷604  
" 豊 田 峯 夫 東伯郡大栄町大字妻波1173 - 2  
" 南 場 政 彦 東伯郡大栄町大字六尾415

平成15年4月4日退任

就任した役員の氏名及び住所

- 理 事 河 本 幹 東伯郡大栄町大字亀谷242  
" 南 場 喜一郎 東伯郡大栄町大字六尾336  
" 山 本 英 俊 東伯郡大栄町大字大谷1322 - 1  
" 中 原 信 博 東伯郡大栄町大字大谷351  
" 中 原 清 春 東伯郡大栄町大字大谷1402  
" 中 西 博 之 東伯郡大栄町大字大谷1441  
" 齋 木 允 昭 東伯郡大栄町大字妻波697  
" 豊 田 峯 夫 東伯郡大栄町大字妻波1173 - 2  
" 濱 坂 良 男 東伯郡大栄町大字由良宿2130 - 5  
" 井 川 敏 昭 東伯郡大栄町大字由良宿1550  
" 桑 本 孝 昭 東伯郡大栄町大字由良宿131  
" 生 田 英 則 東伯郡東伯町大字槻下690  
" 大 東 恒 夫 東伯郡大栄町大字島750  
" 田 中 一 弘 東伯郡大栄町大字西穂波147  
" 田 中 伸 秀 東伯郡大栄町大字瀬戸335  
" 山 崎 芳 蔵 東伯郡大栄町大字亀谷398  
" 谷 口 進 東伯郡大栄町大字妻波1465 - 8  
" 日 置 康 徳 東伯郡大栄町大字妻波1782 - 1  
" 横 山 浩 一 東伯郡大栄町大字下種507 - 4

” 平 信 清 茂 東伯郡大栄町大字上種210  
” 野 田 優 東伯郡大栄町大字上種450 - 2  
” 徳 山 隆 敏 東伯郡大栄町大字岩坪180  
” 家 森 政 男 東伯郡大栄町大字西高尾847 - 424  
” 杉 本 友 行 東伯郡大栄町大字西高尾483 - 1  
” 横 山 勝 巳 東伯郡東伯町大字法万104 - 1  
” 村 岡 昌 美 東伯郡大栄町大字東高尾419 - 4  
監 事 池 本 嗣 男 東伯郡大栄町大字亀谷604  
” 米 田 孝 實 東伯郡大栄町大字妻波1261 - 1  
” 井 中 信 一 東伯郡大栄町大字六尾324  
平成15年4月7日就任 任期 平成19年4月6日まで

**鳥取県告示第291号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり日南町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成15年5月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 退任した役員の氏名及び住所

監 事 足 立 潤一郎 日野郡日南町阿毘縁2351 - 1  
平成14年12月8日退任  
理 事 加 納 清 文 日野郡日南町下阿毘縁1267  
平成15年2月3日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

理 事 細 田 真 一 日野郡日南町下阿毘縁597  
監 事 狭 間 剛 二 日野郡日南町阿毘縁1105 - 1  
平成15年4月7日就任 任期 平成17年7月26日まで

**鳥取県告示第292号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり佐治村土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成15年5月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 退任した役員の氏名及び住所

理 事 谷 口 賢 一 八頭郡佐治村大字津野365  
” 西 尾 幸一郎 八頭郡佐治村大字津無471  
平成15年3月28日退任

**鳥取県告示第293号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る中北条地区

(第2工区)の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成15年5月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県告示第294号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、地籍調査に関する県の計画に基づく平成15年度における事業計画を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成15年5月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間	調 査 面 積 (平方キロメートル)
鳥 取 市	鳥取市津ノ井、杉崎、正連寺及び桜谷の各一部	平成16年3月31日まで	0.73
倉 吉 市	倉吉市大立、河来見、桜、岡、服部及び福積の各一部	〃	2.78
国 府 町	岩美郡国府町大字神垣の一部	〃	0.93
岩 美 町	岩美郡岩美町大字本庄及び大字浦富の各一部	〃	0.52
福 部 村	岩美郡福部村大字中、大字久志羅、大字箭浜、大字南田、大字栗谷、大字左近及び大字蔵見の各一部	〃	3.96
郡 家 町	八頭郡郡家町大字花原、大字山田及び大字山路の各一部	〃	3.04
船 岡 町	八頭郡船岡町大字福井及び大字隼福の一部	〃	0.27
河 原 町	八頭郡河原町大字山手及び大字郷原の各一部	〃	0.44
八 東 町	八頭郡八東町大字中、大字志谷及び大字稗谷の各一部	〃	4.75
若 桜 町	八頭郡若桜町大字浅井及び大字屋堂羅の各一部	〃	0.39
用 瀬 町	八頭郡用瀬町大字別府の一部	〃	0.57
智 頭 町	八頭郡智頭町大字東宇塚、大字河津原及び大字大背の各一部	〃	2.23
気 高 町	気高郡気高町大字日光及び大字下坂本の各一部	〃	0.25
東 郷 町	東伯郡東郷町大字高辻、大字方面及び大字川上の各一部	〃	0.98
三 朝 町	東伯郡三朝町大字久原、大字曹源寺、大字上西谷、大字福本、大字笏賀、大字下西谷及び大字穴鴨の各一部	〃	3.70
関 金 町	東伯郡関金町大字松河原、大字泰久寺、大字今西及び大字堀の各一部	〃	2.23
北 条 町	東伯郡北条町曲の一部	〃	1.02
東 伯 町	東伯郡東伯町大字八橋、大字笠見、大字田越、大字三保、大字倉坂、大字野井倉、大字中津原、大字三本杉、大字古長及び大字別宮の各一部	〃	0.96
赤 碕 町	東伯郡赤碕町大字出上、大字赤碕及び大字勝田の各一部	〃	1.39
西 伯 町	西伯郡西伯町大字北方及び大字猪小路の各一部	〃	1.94

会 見 町	西伯郡会見町朝金の一部	〃	0.57
岸 本 町	西伯郡岸本町番原、久古、清原、真野、口別所、福岡及び吉定の各一部	〃	1.70
淀 江 町	西伯郡淀江町大字西原、大字中西尾、大字本宮、大字西尾原、大字福井、大字福頼及び大字平岡の各一部	〃	1.89
大 山 町	西伯郡大山町長田、平、宮内、今在家及び佐摩の各一部	〃	1.09
中 山 町	西伯郡中山町羽田井、束積、八重、樋口、栄田及び殿河内の各一部	〃	2.11
日 南 町	日野郡日南町矢戸及び阿毘縁の各一部	〃	6.55
日 野 町	日野郡日野町久住の一部	〃	0.98
江 府 町	日野郡江府町大字日の詰及び大字尾之上原の各一部	〃	0.38
溝 口 町	日野郡溝口町父原の一部	〃	1.35

**鳥取県告示第295号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成15年5月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 基本測量（電子基準点測量）
- 2 作業地域 鳥取市、八頭郡佐治村、東伯郡羽合町及び西伯郡名和町
- 3 終了年月日 平成15年3月31日

**鳥取県告示第296号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成15年5月2日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成15年5月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
岩美八東線	変更前	岩美郡国府町大字栃本字梨子ノ木194地先から同町大字石井谷字フケ田656地先まで	6.5～43.0	1,037.0
	変更後	岩美郡国府町大字栃本字梨子ノ木194地先から同町大字石井谷字フケ田656地先まで	9.0～48.5	1,020.0
		岩美郡国府町大字栃本字半田154 - 1地先から同町大字石井谷字フケ田656地先まで	6.5～26.0	788.0

**鳥取県告示第297号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成15年5月2日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成15年5月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	供用開始の期日
岩美八東線	岩美郡国府町大字栃本字梨子ノ木194地先から同町大字石井谷字フケ田656地先まで	平成15年5月2日

**鳥取県告示第298号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第13項の規定に基づき、次のとおり公開による意見の聴取を行うので、同条第14項の規定により告示する。

平成15年5月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

**1 意見の聴取の日時及び場所**

平成15年5月13日（火）午後2時から

境港市竹内団地107

鳥取県水産試験場2階会議室

**2 事案の内容**

建築基準法第48条第11項のただし書の規定により次の建築物の建築の許可をしようとするものである。

**(1) 申請者**

鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局 教育環境課長 野川 聡

**(2) 建築物の位置**

境港市竹内団地126

**(3) 建築物の用途**

高等学校（実習棟・艇庫）

**(4) 工事種別**

新築

**(5) 建築物の構造**

鉄筋コンクリート造2階建

**(6) 建築物の面積**

建築面積 764.63平方メートル

延べ面積 1,155.38平方メートル